

平成 20 年 1 月 29 日

各 位

株 式 会 社 関 門 海
代表取締役会長 C E O 谷間 真
(コード番号：3372 東証マザーズ)
問合せ先 取締役・経営支援部長
原 真理
電 話 番 号 06-6578-0029 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 2 月 28 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) グループ会社相互の連結の強化と、業務効率向上のため本店所在地を大阪市に変更するものであります。(変更案第 3 条)
- (2) 今後の業容拡大に伴う内部管理体制を整備するため、監査役会と会計監査人を設置するものであります。これに対応するため所要の変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条)
- (3) 本議案が承認されることを条件に、会社法 459 条 1 項の要件を満たすことに伴い条項を削除するものであります。(現行定款第 8 条)
- (4) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 19 条(取締役の任期)につき所要の変更を行うものであります。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨の規程を新設するものであり、それに伴う所要の変更を行うものであります。(変更案第 36 条、第 37 条)
- (6) 上記変更に伴い条数を変更するとともに、その他の字句の整備、変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 2 月 28 日(木曜日)
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日	平成 20 年 2 月 28 日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪府<u>松原市</u>に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条 ~ 第 18 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 20 条 ~ 第 26 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>第 27 条 ~ 第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪府<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 8 条 ~ 第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 19 条 ~ 第 25 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 26 条 ~ 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 29 条 <u>監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続き)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第32条 (条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第33条 当社は、毎年11月30日を基準日として、定時株主総会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第34条 当社は、毎年5月31日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(附則)</p> <p>第3条の変更は、平成20年3月末までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。 なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>